

## 桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（案）の概要について

### 〈条例制定の趣旨〉

「桐生市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」（以下「条例」といいます。）案は、東日本大震災以降、私たちの生活に不可欠な電気をつくる方法が、従来の発電方法のほかに、太陽光や風力、バイオマス発電などの様々な再生可能エネルギー発電方法により発電されることとなりましたが、これらの発電設備が整備されることにより、新たな電源となる一方、自然環境等との調和が必要なケースが見られるようになったため作成しました。再生可能エネルギー発電設備の設置に一定のルールを設け、許可制とすることにより、自然環境等を守るために条例を制定するものです。

### 1 条例の目的

この条例は、自然環境等と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定め、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図るとともに、住民の生活環境の保全に寄与することを目的とします。

【解説】再生可能エネルギーの発電設備を規制することが目的でなく、これらの発電設備が周囲の自然環境や景観の維持及び近隣住民の生活環境の保全に寄与することを目的としています。

### 2 再生可能エネルギー発電設備を設置する場合に市長の許可が必要な区域（特別保全地区）

- (1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の規定により指定された宅地造成工事規制区域
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項の規定により定めた市街化調整区域及び第8条第1項の規定により定めた同項第7号の風致地区
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (4) 「山地災害危険地区調査について」（昭和53年7月17日付け53林野治第1817号林野庁長官通達）による山地災害危険地区調査の結果に基づく山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区並びに営林（支）局又は都道府県が山地災害危険地区調査以降の調査によって山地災害危険地と判定した山地災害危険地区

【解説】上記の（1）～（4）を自然環境、景観、災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないように、再生可能エネルギー発電施設との調和が特に必要な地区と位置づけ、特別保全地区に指定するものです。条例施行後は、審議会の意見を聞いて特別保全地区の追加、変更を行うことが可能です。

### 3 市長の許可が必要な再生可能エネルギー発電設備について

特別保全地区内の再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）を設置する事業（以下事業）を対象としています。

太陽光発電設備については、建築物の屋根、屋上に設置するものを除き、全てを許可申請の対象とします。

**【解説】** 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等があり、これらを許可申請の対象とし、太陽光発電設備については、建築物の屋根、屋上に設置するものは除きます。

### 4 特別保全地区内の許可申請をする際の手続き

#### （1）事業計画の届出と市との事前協議

再生可能エネルギー発電設備事業を行う事業者（以下事業者）は、許可又は変更の許可を申請しようとするときは、あらかじめ、事業に関する計画について、市長に届出を行い、事業計画について、市長と協議しなければなりません。

**【解説】** 許可申請前に事前に計画を提出することで、市が計画を事前に把握し、関係する行政機関や近隣住民等との協議、調整を行うことを事業者に指示します。

#### （2）近隣住民等（地元行政区）への説明会の開催と協議

事業者は、市長との協議が終了した後、事業区域から100メートル以内の土地所有者及び自治会の区域に居住する者（以下「近隣住民等」という。）に対し事業計画についての説明会を開催しなければなりません。近隣住民等から意見の申し出があった場合、協議を行い、協議結果を市に報告しなければなりません。

**【解説】** 事業者は近隣住民等に対して、事業計画について説明会を行わなければなりません。近隣住民等から意見の申し出があった場合は、事業者は協議を行い、内容を市に報告しなければなりません。

(3) 市への許可申請手続き

事業者は、事業計画について市へ許可申請を行わなければなりません。事業者の申請内容が、事業区域の周辺地域（以下「周辺地域」という。）における自然環境、景観への配慮、造成計画や排水計画が適正であること、騒音などの生活環境の被害を防止するための措置が講じられていなければなりません。

【解説】事業者は市へ許可申請を行い、市は、自然環境、景観への配慮、造成計画や排水計画、騒音などの生活環境の被害を防止するための措置についての技術的基準を審査します。

(4) 審議会の許可、不許可の意見

新たに設置する審議会へ、許可申請のあった事業計画について許可、不許可の判断の意見を求めます。

【解説】新たに委嘱する審議会の委員により許可不許可の意見をいただきます。この意見をもとに、市が許可、不許可の判断を行います。

(5) 許可後の標識の設置

許可を受けた事業者は、事業を行っている間、許可内容の標識を掲示しなければなりません。

(6) 工事着工時の着手届

事業者は、事業に着手するときは、あらかじめ、市長に届け出なければなりません。

(7) 工事完了後の完了届

事業者は、当該許可に係る事業を完了したときは、その旨を市長に届け出なければなりません。市長は届出があったときは、許可の内容に適合していることを検査します。

【解説】許可になった事業者は、許可を受けた事業であることを明示するとともに、あらかじめ着手する前に、届出をしなければなりません。完了届により、許可内容に適合しているかを市が確認をするものです。

## 5 その他

### (1) 措置命令について

市は、許可を受けた事業計画に従って事業を行っていない事業者又は無許可などで事業を行っている事業者等に対して、工事その他の行為の停止を命じ、発電設備の除却、事業区域の原状回復などの是正するために必要な措置を命ずることができます。

### (2) 事業者の氏名等の公表

市は、措置命令をしたとき、不正な手段で許可を受けたなどの理由により許可を取り消したときは、事業者の氏名等を公表することができます。

**【解説】**許可を受け事業計画に従って事業を行っていない事業者、無許可の事業者に対して、工事の停止、発電設備の除去、事業区域の原状回復など是正に必要な措置を命ずることができます。また、措置命令や許可が取り消された事業者の氏名等を公表することができます。

### (3) 関係者への報告、資料提出の要請

市は、必要な限度において、特別保全地区内の事業に係る事業者、工事施行者、土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができます。

### (4) 立入検査等の実施

市は、必要な限度において、特別保全地区内の事業に係る事業者や工事施行者の事務所・事業所・事業区域に立ち入り、事業の状況や施設、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができます。

**【解説】**報告の聴取や立入検査について必要なことを定めます。

### (5) 事業者、土地所有者等の周辺被害等防止のために必要な措置の要請

市は、特別保全地区内の再生可能エネルギー発電設備設置事業で、この条例の規定により許可を受けて行う事業、この条例施行前に行われた又はこの条例の施行の際すでに着手している事業で、その事業が条例施行後に行われたとすれば、この条例の対象となるものについて、事業が行われた土地において、自然環境や景観を損う、又は災害若しくは生活環境への被害等が生ずるおそれがあると認められるときは、事業者、土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができます。

**【解説】**特別保全地区において、「この条例により許可を受けて着手した事業」、「この条例施行前にすでに完成している事業やこの条例の施行の際すでに工事や樹木の伐採などに着手している事業で、その事業がこの条例施行後に行われたとすれば、この条例の許可申請の対象となるもの」について、その事業が行われた土地で、自然環境や景観を損う、又は災害若しくは生活環境への被害等が生ずるおそれがあると認められるときは、市は事業者、土地所有者等に対し、その被害などの防止のために必要な措置をとることを求めることができます。